

荒川区地球温暖化対策実行計画（概要版）

荒川区地球温暖化対策実行計画の背景・目的（第1章 P2）

荒川区では、平成22（2010）年に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいた「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定し、「低炭素社会」の実現に向けた取組を進めてきました。その後、平成27（2015）年に地球温暖化対策の国際的枠組である「パリ協定」が採択され、世界中で「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換が求められるようになっていきました。この流れを受け、令和3（2021）年に、「荒川区地球温暖化対策実行計画」（以下「前計画」という。）を策定し、荒川区においても「脱炭素社会」へ転換していく具体的な方向性を示しました。

荒川区では、令和3（2021）年に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。この表明に基づき、「脱炭素社会」へ転換していくための対策をより具体的に示し実践していくことが荒川区の責務と考え、「荒川区地球温暖化対策実行計画」を改定して、対策をより強化することとしました（改定後の計画を、「本計画」という。）。

地球温暖化に対する「緩和」と「適応」（第1章 P3）

地球温暖化により、大型の台風や災害級の大雨、極端な高温などの異常気象が日本のみならず世界中で発生しており、私たち人間の生命や財産に甚大な被害をもたらしています。そのため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」にこれまで以上に取り組んでいくことはもちろんですが、併せて気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組んでいくことが重要です。

近年顕著である地球温暖化のリスクは、国や地域によって様々で、あらゆる場所で有効となる「適応」の方策というものは極めて限られていることから、その地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラの整備などの適応策を講じていく必要があります。

●2つの地球温暖化対策：「緩和」と「適応」

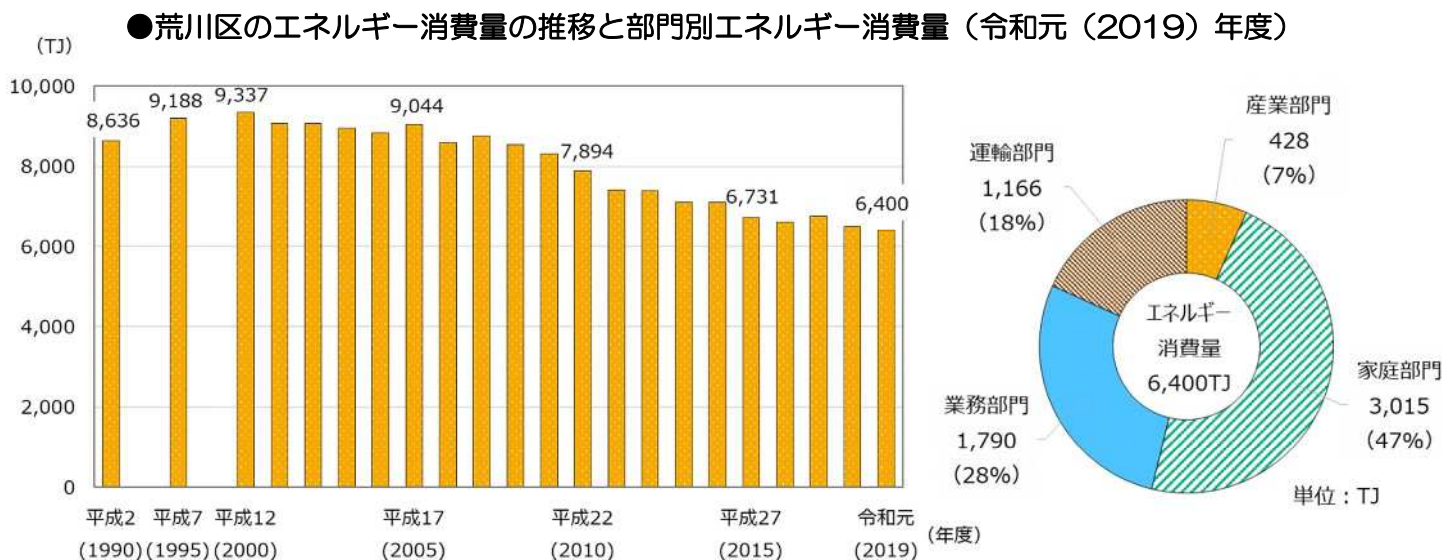


第6章 削減目標達成のための基本施策

第7章 気候変動による影響への適応策

荒川区におけるエネルギー消費量の状況（第3章 P22）

- 荒川区のエネルギー消費量は、令和元（2019）年度に6,400TJ（テラジュール：エネルギーの単位）となっており、平成19（2007）年度以降、減少傾向にあります。
- 令和元（2019）年度のエネルギー消費量を部門別にみると、「家庭部門」が約47%、「業務部門」が約28%を占め、両部門で総消費量の約75%を占めています。



資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をもとに作成

前計画における削減目標の達成状況と評価（第4章 P34）

- 前計画では、荒川区全体でのエネルギー消費量、温室効果ガス排出量に加え、家庭部門の一世帯当たりのエネルギー消費量、業務部門の床面積1m²当たりのエネルギー消費量の削減目標を設定しました。
- これまでの区民・事業者・区（行政）の取組により、令和元（2019）年度までに、平成12（2000）年度比で、荒川区全体でのエネルギー消費量を約31.5%、温室効果ガス排出量を約6.5%削減することができました。
- また、家庭部門の一世帯当たりのエネルギー消費量を約28.8%、業務部門の床面積1m²当たりのエネルギー消費量を約17.0%削減することができました。

●前計画の削減目標に対する実績

対象	項目	平成12 (2000) 年度	令和元 (2019) 年度	令和9 (2027) 年度
		基準値	実績値	目標値
荒川区全体	エネルギー消費量 (TJ)	9,337	6,400 (▲31.5%)	5,957 (▲36%)
	温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂ eq)	707	661 (▲6.5%)	534 (▲24%)
家庭部門	一世帯当たりの エネルギー消費量 (MJ)	38,602	27,503 (▲28.8%)	21,617 (▲44%)
業務部門	床面積1m ² 当たりの エネルギー消費量 (MJ)	1,379	1,145 (▲17.0%)	1,007 (▲27%)

※：カッコ内の数値は、平成12（2000）年度を基準とした変化率を示す。

削減目標 (第5章 P40)

(1) 荒川区全体の削減目標

- 平成 27 (2015) 年に採択された「パリ協定」や、令和元 (2019) 年に策定された「ゼロエミッション東京戦略」、令和 2 (2020) 年の我が国の「2050 年脱炭素化宣言」などを踏まえると、2050 年度までに「脱炭素社会」を実現することが長期的な目標となります。

【長期目標】 2050 年度

温室効果ガス排出量 実質ゼロ

- このような長期的な目標を達成するためには、概ね 10 年ごとに期間を区切って各段階の中期目標を設定し、それぞれの達成に向けた対策の実行、評価、見直しを繰り返しながら取り組んでいくことが有効です。
- 本計画の計画期間は、令和 5 (2023) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 8 年間としています。本計画では、2050 年度までに「脱炭素社会」を実現するために、令和 12 (2030) 年度の時点で達成しておくべき削減量を設定しました。

【中期目標】 令和 12 (2030) 年度 (平成 25 (2013) 年度比)

エネルギー消費量 : 17%削減

温室効果ガス排出量 : 47%削減[※]

※ : 国の「地球温暖化対策計画」(令和 3 (2021) 年 10 月) に従い、令和 12 (2030) 年度に購入電力の平均的な CO₂ 排出係数が「0.25kg-CO₂/kWh」となっていることが前提となる。

(2) 部門別の削減目標

- 温室効果ガス排出量の大半を占めている CO₂ 排出量のうち、家庭部門からの排出量が約 43%、業務部門からの排出量が約 30%を占めており、これらの部門の CO₂ 排出量を削減することが「脱炭素社会」へ転換していく上で重要な課題となっています。
- このため、家庭部門、業務部門については、個別に削減目標を設定しました。
- 削減目標の設定に当たっては、CO₂ 排出係数の変化による影響を受けないようにエネルギー消費量について設定しました。
- また、世帯数や業務用床面積の変化の影響を受けないように、家庭部門は一世帯当たり、業務部門は床面積 1m²あたりの目標としました。

【中期目標】 令和 12 (2030) 年度 (平成 25 (2013) 年度比)

家庭部門 (一世帯当たりのエネルギー消費量) : 14%削減

業務部門 (床面積 1m²当たりのエネルギー消費量) : 18%削減

削減目標達成のための施策体系 (第6章 P46～47)

緩和策

荒川区のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を削減する「削減方針」、「施策の方向」、「基本施策」は、下記のとおりです。



基本施策

- 住宅の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー機器導入に対する支援
- 集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化の促進

- 再生可能エネルギー機器導入に対する支援
- 集合住宅への再生可能エネルギー機器の導入促進
- 再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えの促進

- 家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化
- エシカル消費の普及促進

- 建物の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー機器導入に対する支援
- 国産木材の利用促進
- 建物緑化の促進

- 再生可能エネルギー機器導入に対する支援
- 再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えの促進

- 事業所で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化
- 省エネ診断の周知と普及
- エコフワード事業者の認定

- 区有施設や設備の省エネルギー化の推進
- 区有施設への再生可能エネルギーの導入推進
- 職員の省エネルギー行動の実践

- 水素社会の実現に向けた取組の推進

- ゼロエミッションビークル（ZEV：ゼブ）の普及促進
- 電気自動車（EV）用充電スポットの拡充
- カーシェアリングの利用促進

- 公共交通機関の利用促進
- 自転車の利用促進
- 宅配事業における再配達抑制

- ごみの発生抑制を主眼とする3Rの促進
- プラスチックの分別回収の実施
- 生ごみ減量の取組の推進

- 家電リサイクル法に基づく適正処分の普及啓発

- ノンフロン製品の普及促進
- フロン使用製品使用時の漏えい防止のための機器管理の啓発

- 協働による環境活動・イベントの拡充
- 区民・事業者・環境団体の自主的な活動の支援
- 森林整備等吸収対策における交流自治体との協働の取組の推進

- 環境学習の充実
- 環境ボランティア・環境リーダーの育成
- 学生向け学習の拡充
- 消費者へのエシカル消費の普及促進・事業者へのESG経営の普及促進

削減目標達成のための基本施策（第6章 P48～72）

削減方針 1

家庭部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい生活を実践しよう～

住宅の新築や建替え、改築等の機会を通じて、住宅の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を促進していきます。また、アクションプラン等を活用し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進していきます。

【施策の方向】

- 住宅や設備の省エネルギー化の促進
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

削減方針 2

産業部門と業務部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい事業活動を実践しよう～

事業所などの新築や建替え、改築等の機会を通じて、建物の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を促進していきます。また、アクションプラン等を活用し、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を促進していきます。

加えて、荒川区役所も一事業者として脱炭素化に向けた取組を推進していきます。また、中長期的な視点を持って、水素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

【施策の方向】

- 建物や設備の省エネルギー化の促進
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換
- 区有施設における率先した取組の推進
- 水素社会の実現に向けた取組の推進

削減方針 3

運輸部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい移動を実践しよう～

電気自動車（EV）をはじめとするゼロエミッションビークル（ZEV：ゼブ）の普及を促進するなど輸送機関の省エネルギー化を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進などを通じて自動車の走行距離の低減を促進していきます。

【施策の方向】

- 輸送機関の省エネルギー化の促進
- 自動車の走行距離の低減

削減方針 4

廃棄物部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい省資源・循環型社会を実現しよう～

ごみの発生抑制（リデュース）を中心に、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）をさらに促進していきます。

【施策の方向】

- 廃棄物の削減（3R）の促進

削減方針 5

CO₂ 以外の温室効果ガスの削減

家庭、事業所のそれぞれに対し、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 25 号）」に則った代替フロンの漏えい防止策を促進していきます。

【施策の方向】

- 家庭における代替フロンの漏えい防止策の促進
- 事業所における代替フロンの漏えい防止策の促進

分野横断的な取組

協働による取組

「荒川区地球温暖化対策協議会」を主体として、区民や事業者など、地域の様々な担い手の参加を呼びかけ、環境活動を推進していきます。また、環境体験学習機会の拡充、次世代を見据えた環境活動に係る人材育成などを推進するとともに、環境に配慮した消費行動及び事業活動を普及促進していきます。

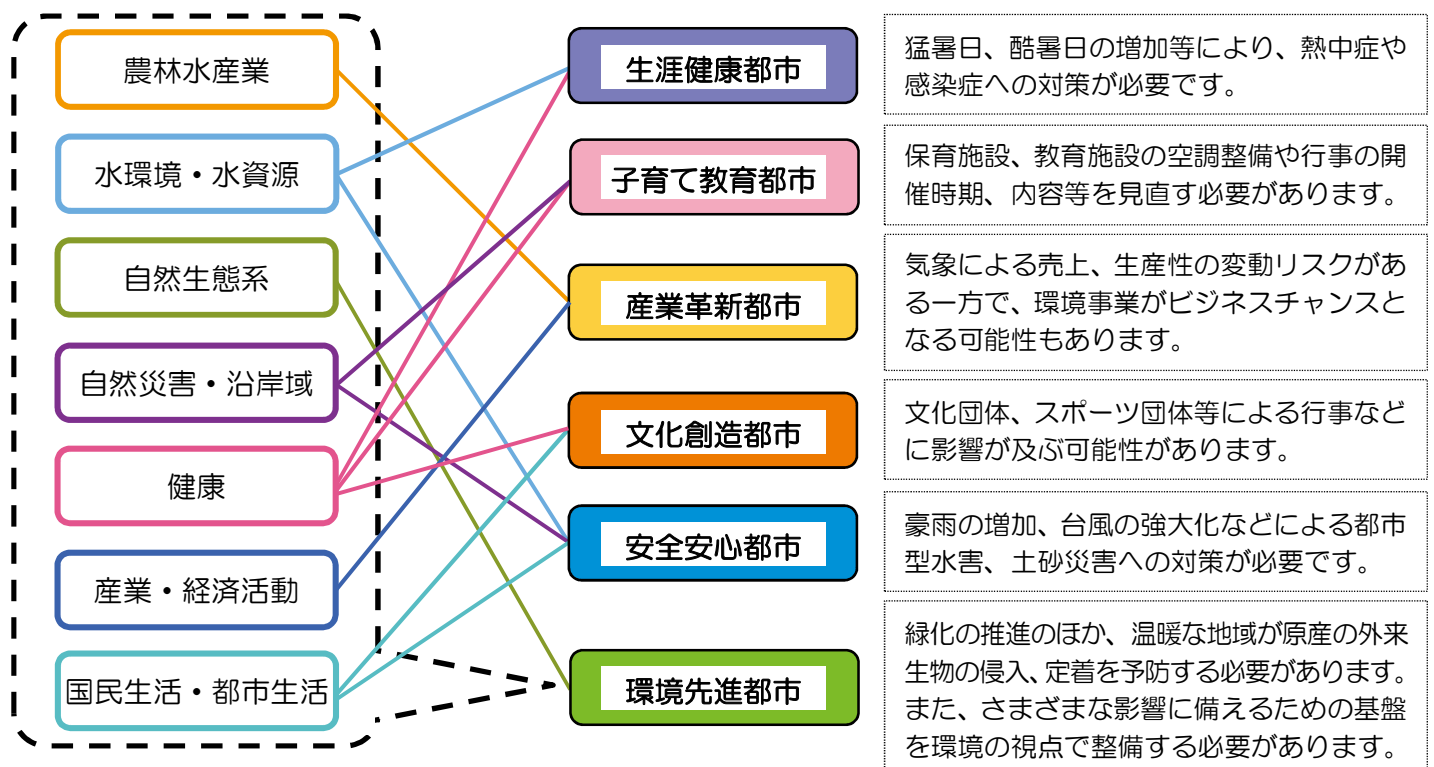
【施策の方向】

- 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進
- 環境意識の向上・環境学習の充実

荒川区における適応策の抽出（第 7 章 P75～78）

気候変動による影響の7分野

6つの都市像と主な課題等



気候変動による影響への適応策の体系 (第7章 P79)

適応方針	施策の方向	基本施策
<p>適応方針1 自然災害への適応 ～豪雨の増加、台風の強大化に備えよう～</p>	<p>1-1 風水害に備える街づくりの推進</p> <p>1-2 風水害に備える体制、設備などの強化</p> <p>1-3 雨水の貯留・浸透対策及び濁水対策の強化</p> <p>1-4 風水害に対する意識啓発の推進</p> <p>1-5 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対応型市街地づくりの推進 ・区有施設における風水害対策の推進 ・無電柱化の推進 ・緊急避難場所の確保 ・体制の強化、手順の明確化 ・町会・自治会との連携の強化 ・水害時における電力の確保 ・雨水貯留水槽の設置 ・透水性舗装*の適切な維持管理 ・節水に関する情報発信・普及啓発 ・風水害に関する情報発信 ・災害時の区民等向け行動指針の作成 ・防災講話等の開催 ・荒川区災害廃棄物等処理方針を踏まえた対応
<p>適応方針2 暑熱への適応 ～猛暑日、酷暑日の増加に備えよう～</p>	<p>2-1 ヒートアイランド対策の推進</p> <p>2-2 熱中症予防の推進</p> <p>2-3 熱中症に対する意識啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の推進 ・遮熱性舗装や透水性舗装の適切な維持管理 ・区有施設の遮熱対策の推進 ・区有施設やイベントでの熱中症対策の推進 ・区有施設への給水機の設置 ・暑熱、熱中症に関する情報発信・普及啓発
<p>適応方針3 感染症等への適応 ～感染症等のリスク増加に備えよう～</p>	<p>3-1 感染症を媒介する生き物に対する発生抑制の推進</p> <p>3-2 感染症に対する意識啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫成長制御剤（ボウフラ駆除剤）の投入 ・害獣対策の推進 ・感染症の傾向や予防に関する情報発信
<p>適応方針4 自然環境における適応 ～自然環境への影響を把握して対策しよう～</p>	<p>4-1 自然環境への影響の把握と情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への影響の把握 ・外来生物に対する情報発信
<p>適応方針5 自助・共助・公助で取り組む適応 ～一人ひとりが気候変動に備えよう～</p>	<p>5-1 気候変動への適応に関する区民の意識啓発の推進</p> <p>5-2 気候変動への適応に関する事業者の意識啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による影響や適応に関する情報発信 ・環境関連施設、イベントでの啓発の推進 ・気候変動による影響や適応に関する情報発信 ・事業継続計画（BCP）策定に関する情報発信

荒川区環境清掃部環境課

荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター2階

TEL : 03-3802-3111 内線 482 FAX : 03-5811-6462

E-mail : kankyou@city.arakawa.tokyo.jp URL : <http://www.city.arakawa.tokyo.jp/>